

知られざる保険会社 (4) 職工生命保険株式会社

戦前の大企業の従業員は、職員と職工に分かれていた。職員と職工は、昇進等について明確な差があった。業種によっても異なるが、戦後においては、職工も「従業員」となり、年功序列・終身雇用という日本型雇用システムに変容していったといわれている。

戦後の日本型雇用システムが、ここにきて崩れ始めているが、戦前の雇用システムに戻るというものではない。現在の視点から批判すれば、戦前には明らかな「職工」差別があった。職工は、工場の生産現場のブルーカラー労働者であり、かりにスキルをつけたとしても、職員に昇格することはほとんどなく、また賃金体系も職員の賃金プロファイルより低く抑えられていた。彼らは、マルクスが『資本論』で描いたような賃労働者であった。

日本に最初に登場した近代生命保険会社は、比較的裕福な人々を対象として生命保険を販売していた。日本で最初の近代生命保険会社である明治生命は、福澤諭吉の交詢社ネットワークを基盤として実業家や技術者に保険商品を販売して発展した。明治生命に追随して設立された帝国生命（現朝日生命）は軍人や公務員、日本生命は地方の資産家（銀行家）を中心に事業の展開をはかった。これら三社は、設立後、急速に発展して三大生保の地位を確立した。

英米においては、労働者階級には、簡易生命保険(Industrial life assurance)という名称の掛金週払いの小口保険が普及し、比較的富裕な階層に対す普通生命保険(Ordinary life assurance)とは区別されていた。日本の特徴は、労働者と富裕階層とが別のマーケットとして、異なる保険会社により募集されたのではなく、中小生保が富裕者以外にもマーケットを拡大したことである。中小生保は、富裕会社に対しても保険を販売するばかりでなく、職工を始めとする庶民に対して生命保険を提供したのである。

今回紹介する職工生命保険株式会社は、社名に「職工」を掲げて、明らかに庶民を対象とする生命保険会社であることを世間に表明したものである（同社保険規則の画像参照）。『職工生命の広告』には、同社の目的が書かれているが、その内容は、イギリスのヴィクトリア時代の労働者の共済団体あるいは簡易保険会社のそれと共通する。

「葬式は何時だ、夫はまだ香典が集まってみなけりや算當が附かないと仏様を鼻の先へ置いて親類寄合をするような不始末実に今日の醒めた有様である。故に其の急場に差當つて途方に暮れる人々を助けるには如何なる事にしたら宜かろうかと種々様々に工夫を凝らした末、遂に五万円の資本金を以って此会社を設けたるわけなり。」（『職工生命の広告』からの引用。筆者による一部修正。）とある。保険に加入しておけば、恥ずかしくない葬式が行なわれ、また親類縁者に迷惑がかからないことが強調されている。

イギリスのヴィクトリア時代の社会派小説であるギャスケル『メアリ・バートン』では、イギリスの庶民が葬儀に分不相応の費用をかける様が描かれている。次の引用は、主人公のメアリと親友のマーガレットが葬式用の喪服の裁縫をしている時の会話である。

『生活が苦しいといったでしよう？』メアリは言った。『そうよ。ご主人が1 銭残らず酒

代に使ったので、あちこちから請求書がきているといていたわ。でも葬儀屋は例によって、これは習わしだとか、お供えにはあれが普通だとか、これはみんながすることだとか強く勧めるでしょう、だからかわいそうに奥さんはいいなりになってしまうのよ。それにたぶん奥さんは一人が亡くなるといつもそうだけど今は硬く冷たくなったご主人にあれこれ言ったり、さんざん冷たい態度をとったことでとても悲しい思いをしているんだわ。だから盛大なお葬式をして、いわば埋め合わせをしようと考えているのよ。その費用を支払うためにはおかみさんも子供たちも長いこと苦しい生活をするようになるでしょうけど。』(ギヤスケル著、松原恭子・林芳子訳)『メアリ・バートン』彩流社、49-50頁)

この小説では言及されていないが、当時のイギリスでは、庶民の間で葬儀のための簡易な保険が普及していたので、主人をなくしたかわいそうな奥さんに対して、葬儀保険金が出ていた可能性がある。日本と異なり、イギリスでは核家族化が産業革命期に進展したといわれているので、個別の世帯においては、葬儀に関する費用の期待値は小さいものではなかった。

明治期の職工は、田舎に戻れるもの場会でなく、都市に骨を埋めざるを得ない境遇の者も少なくなかったのではないと思われる。明治26年は生命保険会社の設立に関する小さなブームであった。この年に設立された会社を順にあげると、以下のようである。(保険銀行時報社編『本邦生命保険業史』[本紀]、94頁)

職工生命保険(5月東京)、健養生命保険(6月東京)、東洋生命(6月東京、後の東洋生命とは異なる)、商工生命保険(6月東京)、漁民生命保険、内国生命病災保険(6月東京)、名古屋生命(6月名古屋)、大阪簡易生命(12月大阪)、松山軽便生命(12月松山)(内国生命病災保険および名古屋生命については画像参照)。

連載でとりあげた職工生命は、商工生命や大阪簡易生命と同じく、庶民階級を狙って小口保険を中心に募集するために設立された会社である。同社に関する営業報告書等は管見のかぎり残っていないが、手元に若干の販売促進用資料が残っているので、この資料などを使って同社の歴史的性格を探ってみよう。

『職工生命保険株式会社保険規則』(明治26年)には、会社の目的として次の様に記されている。「当社は、初校生命保険を主とすると雖も尚ほ汎く一般世人の生命保険を為すを以て目的とす。故に貴賤男女を問わず原籍寄留を論ぜず何人にてても保険契約を為さんとする人は此の規則により容易に被保人たるを得べし」(規則第1条)

販売する商品は、終身、養老および割戻付定期生命の三種であり、商品的には大手生保と変わりなかった。しかしながら、保険料の払込み方法などで職工の加入動機を高めるような工夫がされていた。

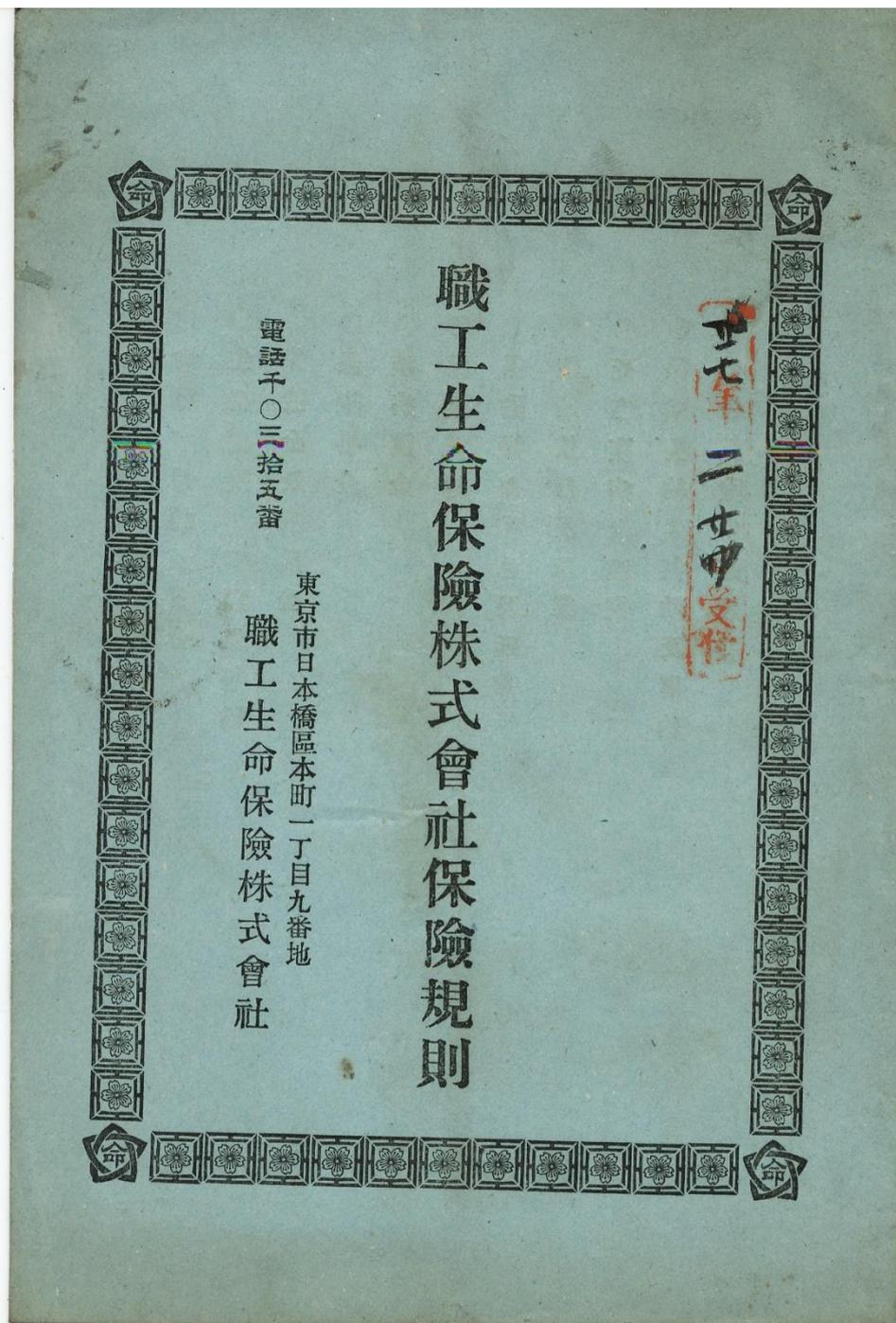
同社の保険はいずれにおいても、払込保険料を基準として甲乙丙に分かれていた。甲は、毎日金1銭(月30銭)、乙は毎日金5厘(月15銭)、そして丙は一か月10銭である。大手会社は、年払い保険料を原則としていたのに対し、同社は月払いを原則としていた。ただしより余裕のある階層に対しては、「通常」が1口の加入であるのに対して、5口の加入である「特別」という契約を設けていた。たとえば、特別で甲の養老保険に加入した場合には、

掛金は月に1円50銭、年に18円の契約となった。

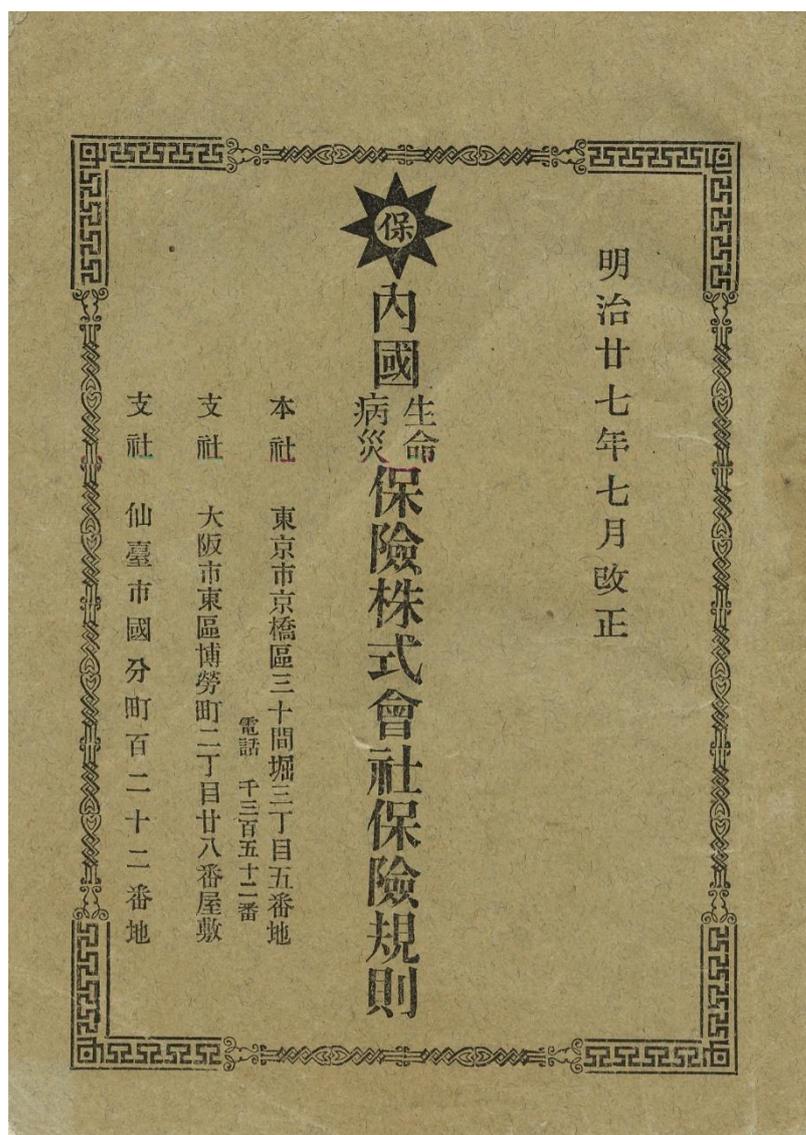
さらに「被保険人の望に依り保険掛金函」を渡し、「被保険人は日々之に掛金を入れ置き当会社より派出する集金係」が保険料を徴収するものとされている。ただしこの方法は全国どこでも可能というわけではなく、「東京市外は別に便宜の方法に拠るべし」(保険規則第25条、画像参照)とされている。生命保険商品として職工保険という新商品が開発されたわけではなく、小口の月払い生命保険を簡便化し、かつ戸別集金制度を加えることによって、職工をはじめとする庶民階級への生命保険の普及をはかったことが同社の特徴であった。

同社の生保商品は、当時、簡易生命保険と呼ばれた商品とほとんど同じものであった。大阪簡易生命の販売チラシから簡易生命保険の説明を以下に引用してみよう。「本社で扱う簡易終身生命保険というものは、他に類なくして毎月5銭10銭、20銭の内、望みの掛金をなされれば死なれたるとき約束せる時の年齢によって50円以上、100円未満の保険金をお渡しします。また別に簡易養老生命保険という生きている内に保険金をお渡しします法もあります」(大阪簡易生命保険の販促用チラシより引用)

明治26年に設立された生保会社の多くは、庶民階級という市場を開拓する目的で設立されたものであったが、あいにくそのほとんどは成功しなかった。同年に設立された会社のうち現在の太陽生命の前身会社である名古屋生命は、戦前は普通生命保険会社として存続した。また内国生命病災保険もしばらくの間は営業を続けていたが、他の会社はほとんど短命なものであった。ただしこれらの会社が開拓しようとした庶民向けの生命保険は、その後生存保険や徴兵保険などのかたちで展開していくことになった。



『職工生命保険株式會社保險規則』（明治 26 年頃）



明治 26 年に設立された保険会社『内国生命病災保險株式會社保險規則』明治 27 年

掛金
函
集金
係

第廿五 被保險人ノ望ニ依リ保險掛金函ヲ渡スベシ被保險人ハ日々之ニ掛金ヲ入レ
置キ當會社ヨリ派出スル集金係ニ渡スモノトス
但東京市外ハ別ニ便宜ノ方法ニ據ルベシ

「職工生命保險規則」第 25 条